

全 建 事 発 第 0 4 9 号
令 和 元 年 7 月 1 2 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
〔公 印 省 略〕

消費税の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、消費税の引上げに関連した法律が本年10月1日から施行される予定です。この度、国土交通省より、消費税転嫁に当たって「消費税転嫁対策特別措置法」及び「建設業法」の遵守と、消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談について、政府共通窓口の「消費税価格転嫁等総合センター」、地方整備局等に建設業法令違反通報窓口として設置する「駆け込みホットライン」を活用するように本会に対して通知がございました。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴会会員企業の皆様に周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・消費税の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について(一枚紙)
- ・消費税の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について
- ・別添1 消費税の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守に関する留意事項
- ・別添2 消費税の引上げ及び消費税転嫁対策について
- ・別添3 消費税の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について
- ・別添4 「消費税の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」等の周知・広報へのご協力のお願い(協力依頼)
- ・別添5 消費税の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

【担当】 事業部 平井

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp